

## 第200回長野県都市計画審議会

- ・開催日時：平成31年1月15日（火）午後1時30分～3時57分
- ・開催場所：県庁議会棟3階 第1特別会議室
- ・出席委員：大窪久美子委員、久米えみ委員、羽鳥栄子委員、丸田由香里委員、柳沢厚委員、山口満委員、宮澤宗弘委員、久保田三代委員  
石原康弘委員代理（関東地方整備局長野国道事務所長 塩谷正広）  
浅川京子委員代理（関東農政局農村振興部地方参事官 飯島正）
- ・欠席委員：石川利江委員、中澤朋代委員、藤井さやか委員、武者忠彦委員、本郷一彦委員

### 1 開 会

（幹事：都市・まちづくり課 楠企画幹兼課長補佐兼都市公園係長）

定刻になりましたので、ただいまから、第200回長野県都市計画審議会を開会いたします。本日は、お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。私は、本日の司会を担当いたします、都市・まちづくり課の楠昭彦と申します。よろしくお願いいたします。

初めに、委員の出席状況につきまして、ご報告をいたします。現在、ご出席いただいております委員は9名でございます。委員総数15名の半数以上でございますので、長野県都市計画審議会条例第6条第1項の規定によりまして、本審議会は成立いたしました。

なお、大窪委員はご出席の予定ですが、若干遅れておりますので、ご了承をお願いします。また、石川利江委員、中澤朋代委員、武者忠彦委員、本郷一彦委員からは、欠席の旨、あらかじめご連絡いただいております。また、藤井さやか委員につきましては、資料等には出席となっておりますが、急速、欠席のご連絡をいただいておりますのでご報告申し上げます。

次に、資料の確認をさせていただきます。委員の皆様には事前に郵送いたしました資料は3種類でございます。ご確認をお願いします。まず、会議次第が1枚、議案概要が1枚、それから議案集が1部の以上3種類でございます。

ここで、大変申しわけございませんけれども、訂正がございます。議案のページ11、それから共通資料－1及び2、それから資料3－1から3－5及び参考資料に訂正がございます。委員の皆様には、訂正後の議案全てをお配りしてございます。幹事等の皆様につきましては訂正ページをお配りしておりますので、差しかえのほうをよろしくお願いいたします。

また、本日お配りしました資料としまして、「当日配布資料」、それから「長野県都市計画ビジョン 概要版」がそれぞれ1部ございます。資料の確認につきましては以上でございますが、不足などございましたら、事務局までお申し付けいただきたいと思います。

次に、本日、代理出席の方についてご報告を申し上げます。国土交通省関東地方整備局長石原康弘様の代理で、国土交通省関東地方整備局長野国道事務所長、塩谷正広様でございます。次に、農林水産省関東農政局長浅川京子様代理で、関東農政局農村振興部地方参事官、飯島正様でございます。

本日は、法定審議案件3件、調査審議案件1件につきまして、ご審議のほど、お願いいた

します。それでは、これより議事に入りますが、長野県都市計画審議会運営規則第4条の規定によりまして、「会議の議長は、会長が当たるものとする」とされておりますので、柳沢会長に議長をお願いいたします。

## 2 議 事

### (1) 議事録署名委員の指名

(柳沢議長)

それでは、規定によりまして議長を務めますので、よろしくをお願いいたします。初めに、議事録の署名委員を指名いたします。山口満委員と久保田三代委員、よろしゅうございますか、ではお願いいたします。

### (2) 事務報告

(柳沢議長)

次に、事務報告がございますので、事務局からお願いします。

(幹事：都市・まちづくり課 山口担当係長)

事務報告をさせていただきます。私は都市・まちづくり課の山口剛と申します。よろしくをお願いいたします。

本日は傍聴者がまだおりませんが、傍聴者がありましたら受付にて住所・氏名を確認し、傍聴上の留意事項を説明し、あらかじめ静粛な傍聴をお願いしますので、よろしくをお願いいたします。

### (3) 議案審議

#### **議第1号 駒ヶ根都市計画道路の変更について**

#### **議第2号 伊那都市計画道路の変更について**

(柳沢議長)

それでは審議に入ります。審議案件は3件ございますが、最初の2件は関連しますので、一括して説明をしていただきます。議第1号「駒ヶ根都市計画道路の変更について」、議第2号「伊那都市計画道路の変更について」、一括して説明をお願いします。

(幹事：都市・まちづくり課 高野課長補佐兼まちなみ整備係長)

県の都市・まちづくり課まちなみ整備係長の高野佳敏と申します。それでは、議第1号・議第2号をあわせてご説明いたします。着座にて説明をさせていただきますが、よろしくをお願いいたします。

議案につきましては、資料の2ページから4ページと9ページから11ページ、説明資料は5ページから8ページと12ページから32ページとなります。なお、事前にお配りした資料に対しまして、議案の11ページに記載間違いがありましたので、訂正したものを、本日、お配りしております。内容は、下の段落内の伊駒アルプスロード線の番号に記載間違いがあったものです。また、共通資料-1については、お配りした時点後に国からの意見が提出されており、その内容について追記をさせていただいております。また、共通資料-2については、意見の内容を再整理させていただいております、本日、改めてお配りをさせていただいております。

まず、全体計画の概要について、ご説明をいたします。資料は、お手元の31ページの共通参考資料-1とスクリーンとあわせてご覧ください。都市計画道路の位置は、長野県南部の上伊那地域、都市計画区域は、駒ヶ根都市計画区域及び伊那都市計画区域になります。伊駒アルプスロード線は、駒ヶ根市赤穂を起点とし伊那市美篤を終点とする主要な幹線街路となります。道路の構造としましては、延長約11.6km、道路幅員28mで4車線、計画日交通量約23,600台の道路となります。

次に、都市計画道路の変更に関する全体概要についてです。スクリーン左の青線が、既に都市計画決定されております伊南バイパス線、右の緑線が伊那バイパス線となります。この2つを結ぶ赤色の線が伊駒アルプスロード線となります。

本日、ご審議いただく内容は、この伊駒アルプスロード線の決定と、伊駒アルプスロード線と国道153号を結ぶ大田切町一区線の決定。また、都市計画道路としての機能が重複する既決定の名古屋塩尻線の一部区間の削除を行うものです。

このうち、伊駒アルプスロード線の約4,400mと大田切町一区線の決定、名古屋塩尻線の変更は、駒ヶ根都市計画区域に位置づけられます。残る伊駒アルプスロード線の区間約7,170mは、伊那都市計画区域に位置づけられます。

次に、本都市計画道路の必要性や妥当性について、説明いたします。資料の31ページをご覧ください。関連する上位計画等の適合につきましては、左上の表のとおり、上位計画である都市計画区域マスタープランや県の総合交通ビジョン、市・村の総合計画にも国道153号の機能強化などとして位置づけられており、これらと整合を図っております。

続いて、都市計画道路の必要性につきましては、右上の表のとおり、交通混雑の緩和効果、時間短縮効果、災害に強い道路ネットワークの向上など、この道路によってもたらされる効果・効用は大きく、地域の活性化に大きく資するものです。このため、都市計画に位置づけ、計画的な整備を図る必要性は高いと判断しております。

次に、都市計画道路の位置の妥当性につきましては、右下の表のとおり、現況交通課題等の対応ができるようバイパス道路とした上で、事業所・公共施設を避け、住宅や農地への影響を極力少なくできる位置とするとともに、自然地形などとの整合を図っております。なお、伊駒アルプスロード線の前後では、平成8年に伊那バイパス線、平成9年に伊南バイパス線を都市計画に位置づけ、それぞれ整備を進め、そのうち伊南バイパス線は、昨年11月17日に全線開通となっております。

今回、新たに都市計画道路として決定する予定の伊駒アルプスロード線は、この伊南バイパス線と伊那バイパス線をつなぎ、平成39年のリニア中央新幹線の開業にあわせ、リニアの

整備効果を広く県内に波及させるものです。

都市計画道路の規模の妥当性につきましては、資料の右下の表のとおり、将来自動車交通需要や地域の実情を踏まえつつ、道路の構造の技術的基準に適合した横断面構成となっております。

次に、伊駒アルプスロード線の都市計画の手続は、環境影響評価の手続と並行して進めておりますので、初めにその流れについてご説明いたします。スクリーンとあわせ資料32ページ、共通参考資料-2をご覧ください。

環境影響評価の手続では、ルート帯の案を示しつつ作成した配慮書を平成27年10月に公表し、その後、どのような調査等を行うか示した方法書、予測評価や環境保全措置等を住民の皆さんにお示しし、環境の保全に関する考え方をまとめた準備書、準備書に対する意見を踏まえて、一部を見直して作成する評価書までの手続を進めてまいりました。

都市計画の手続では、都市計画素案の閲覧を平成29年10月に行い、伊那都市計画については公聴会を実施し、その意見と意見に対する見解を昨年2月の都市計画審議会でご報告させていただきました。その後、都市計画案を環境影響評価準備書とあわせて、平成30年3月から4月にかけて縦覧をいたしました。本都市計画審議会へは、平成27年11月の第187回都市計画審議会を初めとして、環境影響評価とあわせて、随時、報告させていただいております。

スクリーンは、本年度実施しました環境影響評価準備書と都市計画案の縦覧以降の手続の流れを示しております。画面中央の青い破線の部分になりますが、平成30年9月の都市計画審議会では、環境影響評価の結果と環境に関する知事意見の概要をご報告しております。その後、環境影響評価では、環境に関する知事及び一般の意見などを踏まえて準備書を修正して評価書とし、次にその評価書について、都市計画の同意権者である国土交通省関東地方整備局長の意見を勘案して評価書の補正を行ったところです。なお、関東地方整備局長は、環境大臣の意見を聴取・勘案した上で意見を述べられております。本日は、都市計画案の説明のほか、補正した環境影響評価書の概要、都市計画に係る意見書の要旨及びその見解について、ご説明をさせていただきます。

それでは、順次、おのおのの都市計画道路について、ご説明をいたします。まず、議第1号「駒ヶ根都市計画道路の変更について」です。資料、議案の3ページをご覧ください。駒ヶ根都市計画道路に「3・3・23号 伊駒アルプスロード線」及び「3・5・24号 大田切町一区線」を新たに追加し、「3・5・1号 名古屋塩尻線」については、終点の変更に伴い延長を変更するものです。

続きまして、議案の4ページの右側をご覧ください。都市計画の策定の経緯の概要になります。本案件につきましては、平成29年8月から、順次、各地域で説明会を行い、その後、都市計画法に基づく公聴会を平成29年12月16日に予定しておりましたが、公述申し出がなかったため中止となっております。その後、平成30年3月12日から4月12日まで、計画案の縦覧公告を行いましたところ、意見書の提出がございました。意見書の内容につきましては、後ほどご説明をさせていただきます。

また、駒ヶ根市及び宮田村への意見聴取を行いました。平成30年6月12日付で駒ヶ根市より、平成30年6月21日付で宮田村より、案のとおり異議がない旨、回答をいただいております。

資料の6ページをご覧ください。同様のものをスクリーンにも映しております。駒ヶ根都市計画道路「3・3・23号 伊駒アルプスロード線」の延長約4,400mを新たに決定するものです。道路幅員構成は、一般部と交差点部の幅員が28mで、橋梁部の幅員が24.5mとなり、車線数は4車線です。

続きまして、大田切町一区線の決定についてです。資料の7ページをご覧ください。駒ヶ根都市計画道路「3・5・24号 大田切町一区線」は、延長約2,220m、幅員12m、2車線の幹線街路となります。伊駒アルプスロード線の追加に伴い、宮田村市街地と伊駒アルプスロード線を接続するため、宮田村大田切区での伊駒アルプスロード線へのアクセス道路部分、それと宮田村内の名古屋塩尻線の既決定部分の一部について、新たに都市計画道路大田切町一区線として決定するものです。

続きまして、名古屋塩尻線の変更についてです。資料の8ページをご覧ください。名古屋塩尻線は、駒ヶ根市市街地と宮田村市街地を経由する現国道153号を都市計画道路として決定した幹線街路です。今回の変更内容は、伊駒アルプスロード線及び大田切町一区線の追加に伴い、既決定の機能が重複する伊駒アルプスロードの起点となる交差点から宮田村境までの区間を削除するものです。変更後は、延長約5,020m、標準幅員12m、2車線の幹線街路となります。

続いて、議第2号「伊那都市計画道路の変更について」、ご説明いたします。議案の10ページをご覧ください。今回、付議しております案件は、伊那都市計画道路に「3・3・34号 伊駒アルプスロード線」を新たに追加するもので、延長は約7,170m、4車線の幅員は28mです。

続きまして、議案11ページの右側をご覧ください。都市計画の策定の経緯の概要になります。本案件につきましては、平成29年7月から、順次、各地域で説明会を行い、その後、都市計画法に基づく公聴会を平成29年12月17日に開催し、6名の方から意見をいただいております。その後、平成30年3月12日から4月12日まで、計画案の縦覧公告を行いましたところ、意見書の提出がございました。こちらにつきましても、後ほどご説明をいたします。

また、伊那市への意見聴取を行いました。平成30年6月22日付で、案のとおり異議がない旨、回答をいただいております。

スクリーン及び資料の13ページをご覧ください。伊那都市計画道路「3・3・34号 伊駒アルプスロード線」の延長約7,170mの決定についてです。道路幅員構成は、一般部と交差点部の幅員が28m、橋梁部の幅員が24.5m、車線数は4車線となります。都市計画案の内容につきましては以上になります。

次に、環境影響評価書の概要について、ご説明します。資料は、本日お配りいたしました共通資料-1になります。14ページの第1章から第3章は事業概要となります。都市計画道路「伊駒アルプスロード線」は、一般国道の改築事業であり、4車線かつ延長が10km以上であるため、環境影響評価法の第一種事業となっております。環境影響評価法では、対象事業が都市計画に定められる場合には、事業者にかわり都市計画決定権者が環境影響評価手続及び都市計画の手続とあわせて行うこととなっております。

手続の流れでも触れましたが、環境影響評価書は、準備書に対する住民等の意見や長野県知事の意見を踏まえて検討し、必要に応じて準備書の内容を見直して作成するものです。さ

らに、その評価書につきましては、国土交通省から環境大臣へ送付され、環境大臣の意見が出されます。国土交通省はこの意見を勘案して知事に意見を述べております。評価書はこれらの意見を勘案し補正しており、お手元には補正後の評価書を置かせていただいております。準備書の段階からは、第10章、第15章が加わっております。

14ページから16ページまでは、配慮書から方法書までの対応となっており、これにつきましては、これまでの審議会等でご報告させていただいております。

資料の17ページをご覧ください。17ページの左上は、準備書に対する住民等の意見と都市計画決定権者の見解です。意見書のうち、環境影響評価に関する意見に対する見解となっております。

意見は、スクリーンの左欄のように8項目の環境要素に分類されます。大気質・騒音に関する意見が1件、大気質・騒音・振動に関する意見が2件、大気質・騒音・日照阻害・景観に関する意見が1件、水象に関する意見が1件、日照阻害に関する意見が2件、動物に関する意見が1件、景観に関する意見が1件、景観の改変に関する意見が1件、景観の保護に関する意見が1件となります。

意見に対する見解は「基準等を下回ると予測評価しており事業者の可能な範囲で低減を図る」、あるいは「基準値を上回ると予測評価しているが、保全措置を実施し低減を図る」などです。なお、構造物等の設計に当たっては、地元の皆様と協議を進めていくこととしております。

続きまして、準備書に対する長野県知事の意見と都市計画決定権者の見解です。資料17ページの左下をご覧ください。スクリーンは知事意見と見解の概要をまとめたものです。

長野県知事意見は、左欄の5項目の環境要素に分類されます。事業計画に関する全般の意見は6件、個別の項目に関しては19件、合計25件となります。内容別として、①の予測評価、②の追記等は、評価書の関連ページに反映済みであり、③の実施段階の対応につきましても適切に実施していくこととしております。

意見に対する主な見解は、法に基づく事後調査に加えて状況を把握するための調査を行うことや、地下水や動植物の保全に配慮していくこと、景観等の追加の予測評価を実施したことなどについて述べております。

18ページから20ページの第11章から第13章につきましては、準備書と同様、予測評価の結果を示しておりますが、環境影響評価の要素区分は、スクリーンのとおり、大気質、振動、騒音など15要素、細かくは18に区分されます。

スクリーンの表中の赤丸以外は、基準等を下回ると予測しておりますが、事業者において可能な範囲で低減を図るとしてしております。赤丸につきましては、基準等を上回る、または影響が生じると予測しておりますが、保全措置により低減を図ってまいります。いずれの項目でも、実行可能な範囲内で環境影響を回避または低減が図られるものと評価しており、都市計画を定める上で支障がないと判断しております。

資料の21ページ、第14章事後調査につきましては、地下水や動植物など、記載の要素に対しまして事後調査を行うとしたものです。

続きまして、国土交通省関東地方整備局長意見と都市計画決定権者の対応について、ご説明をいたします。スクリーンは関東地方整備局長意見をまとめたものです。関東地方整備局

長意見は、環境大臣に意見を聴取した結果を勘案して述べられており、総論が2件、各論が7項目となります。全て事業実施段階での十分な配慮を求めるものであり、対応する旨を評価書に記載しております。

お手元の資料、21ページの下段をご覧ください。意見の1つ目、2つ目は、環境保全措置を十分検討することや、住民の皆さんへの丁寧な説明を求められており、適切に対応することとしております。

3つ目からは、各論の意見と対応の概要についてです。水環境や段丘については専門家等の意見を踏まえて環境保全措置を実施することを、騒音や法面の緑化については住民生活などの配慮を、廃棄物や土砂は適正な処理や管理を、また、温室効果ガスについては排出抑制の努力をそれぞれ求められており、いずれも適切に対応することとし、お手元の評価書のほうへ反映させております。

次に、都市計画決定に係る住民等の意見と都市計画決定権者の見解についてです。資料は、本日配布いたしました共通資料-2の22ページをご覧ください。第197回都市計画審議会でもご説明を申し上げましたが、意見提出者は155名、地区ごとの内訳は、駒ヶ根市1名、宮田村44名、伊那市110名になります。この後、それぞれの意見と見解についてご説明いたしますが、主な意見につきましては、資料の23ページのとおり、3市村の全般として、早期開通や速達機能に関する意見、青色で示します宮田村における構造、取付道路接続位置に関する意見、オレンジ色で示します伊那市東春近におけるルートに関する意見、緑色で示します伊那市富県における構造に関する意見となります。

資料の24ページをご覧ください。都市計画決定に係る意見書の要旨とそれらに対する見解を取りまとめたものです。いただいたご意見は趣旨ごとにまとめさせていただき、29項目に分類しております。1つの意見書に複数の意見もあり、それぞれの意見要旨に対して延べ人数としておりますので、提出者人数とは異なっております。

24ページは、主に賛成等の意見となりますが、早期開通を求める意見が1番・4番、安全な道路を求める意見が2番・3番・5番となっております。これらに対する見解は、安全で円滑な交通を確保し、交通事故の減少など、安全性を向上させる計画としており、早期開通に努めるとしております。

25・26ページは、宮田村における意見となります。宮田村大田切区への平面交差に関する意見として6番、高架構造への変更、接続道路位置の変更に関する意見として6番・7番となります。

見解としては、平面交差を求める意見につきましては、太田切川の渡河部前後の計画は、道路構造の基準で定められた縦断勾配を基本に、冬期の凍結によるスリップ防止、国道153号現道の通行を確保できる高さも考慮しながら、宮田村区間の高さを極力抑えた計画としております。今後、実施する橋梁の設計に当たっては、地元の皆様や関係機関と協議を行い進めてまいりますとしております。

高架構造への変更と環境への影響につきましては、道路構造形式を、経済比較から直壁構造、盛土構造を選定し、事業による環境影響を把握する調査や保全措置を行うこととしていますが、構造物の設計に当たっては、地元の皆様や関係機関と協議を行い進めてまいります。

接続道路である大田切町一区線の接続位置変更の意見につきましては、周辺環境への影響、住宅への影響、宮田市街地への接続性を考慮して位置を選定し、環境影響評価による影響を確認した上で、現案の道路の位置としております。

26ページ、8番からは、伊那市東春近原新田地区における意見となります。8番・9番は、コミュニティや地域内の行き来に関するルート位置の変更に関する意見です。

見解としては、ルート位置の変更につきましては、伊那バイパス計画との整合及び広域的な交通を受け持つ道路の性格等を考慮して道路の位置を選定しており、移転家屋が最小で、圃場整備された農地への影響も少なくなる現案の道路の位置が最適と考えております。農作業への影響については、交差する市・村道、農道等はできる限り集約し、主要な交差点や立体横断箇所を整備することで、安全な通行を確保する計画としております。また、農道等の機能補償は、地元の皆様や関係機関と協議を行い進めてまいります。

27ページは、地域の安全、生活環境等に関する意見で、必要な安全対策や保全措置を進めるよう事業者へ伝えてまいります。

28ページからは、伊那市富県における意見となります。15番・16番は、道路高の変更を求める意見です。

見解としては、計画道路高は、計画区間全体の走行性及び安全性に配慮し、可能な限り緩やかな縦断勾配としながら、地域の既存道路をボックスカルバートなど函渠で交差させることに配慮し、また環境影響評価により、新設する道路を可能な限り周辺景観に調和させることとしているところでございますが、道路設計に当たっては、地元の皆様や関係機関と協議を行い、安心・安全な道路となるよう進めていくとしております。

17番から28番にかけては、地域の利便性、安全確保等に関する意見であり、事業者や伊那市など関係機関等へ伝えてまいります。

29番は、用地補償に関するご意見であり、引き続き丁寧な対応をするよう、事業者のほうへ伝えてまいります。

なお、先ほどご説明した伊那市東春近原新田地区に関しましては、意見書の提出があった4月以降、地区と伊那市及び県で話し合いを重ね、その結果、都市計画案のルートを前提に、地域分断の影響を緩和する方策などについてご要望をいただき、それについては、今後、丁寧に対応していく旨、伊那市と長野県で回答させていただいたところです。引き続き、地元の皆様や関係機関と協議を行って進めていくよう、事業者に対して要請してまいります。

説明は以上になります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

(柳沢議長)

お疲れさまでした。それでは、この件について、今日は決をとるということになりますので、皆さん、ご意見・ご質問、ご遠慮なくお出しいただきたいと思います。どなたかあれば山口委員。

(山口委員)

山口です。前回、審議案件のときに比べて、的確な意見、その他、評価の結果に対する的確な内容がコメントされていて、いただいた意見に対して、断腸の思いじゃないけど、やむ

を得なくこのように決定したということが記載されているので、適切な計画になっているかなと全体的に思います。

ただ、これ、見て思ったんですけれども、たとえ話じゃないですけど、建物の場合、計画の段階でいろいろ懸念があるからこういうふうにする、だけど予算の制約からここまではできない。要するにやれることとあきらめることと整理して行って、計画を立て実施に移っていくんですけれども。実際にこう動き出した、でき上がった建物、本当にそれ、ちゃんと機能しているかなというのは、いつも心配になる点なんです。

それで、この環境影響評価とか、いろいろな方のご意見とか、それに対して適切な対応の計画を立てているんだけど、意見を求める評価っていうのは2つくらいあると思っています。これもたとえ話だから適当かどうかわからないけれども。大学入試とか何とか、高校入試とか、入試みたいなもの、その時点での切断面を見て、その評価を得てもう振り分けて、その後はもう変えることができないような評価。それともう一つは、定期的に、こう体重とか、身長とか、調べて行って、今、どのくらい育っているのかな、うまく育っているのかなっていうような、温かい目で、子どもを育てるような目で見ると評価と2つあると思うんです。

だから、今回、この分厚いこの環境影響評価もそうですし、この計画もそうですけれども、今までは、適切な計画かどうかということをはかるための評価が集大成されていて、先ほど言ったみたいにやむを得ないこともあるだろうけれども、適切な計画になっているという一つの見解で、この時点でいいと思うんですけど。できれば、また今後、適切に育っていているのかなみたいな評価、つまり計画のときに想定もしてなかったような問題が起きてきたりという、何かもうちょっと、うまくいっているな、今度やるときにはこういうことはやめたほうがいいかなみたいなフィードバックの知見を得るためにとか、そんな手続があればいいなと思うんですが、いかがでしょうか。今、そういう制度はあるのか、ないのかということと、またそういうのは、県じゃなくてほかの機関に依頼するようになるのかどうか、そんなようなご意見をお聞かせいただければと思います。

(柳沢議長)

はい、どうぞ。

(幹事：都市・まちづくり課 高倉企画幹兼都市計画係長)

都市・まちづくり課の高倉と申します。今、お話しいただきました件ですが、まず、今後の、いわゆる環境の要素につきましては、事後調査ということでモニタリング調査をやるようになっております。ですので、先ほどのいわゆる周辺への影響とかについても、そのフォローアップはできると考えてございます。

ただ、意見書でいただいております住民の皆様の感情といいますか、心のほうについては、またこの事業を通して、その後に住民の皆さんへ、いわゆるいろいろご意見をいただく、そういう手続もございますので、そのようなものをもってまた検証してまいりたいと考えております。

(柳沢議長)

よろしいですか。ほかに発言ございませんか。はい、では宮澤委員、どうぞ。

(宮澤委員)

それぞれの自治体で大変ご苦労いただいたり、また県の担当のほうで入っていただいて、いろいろと調査をされたということで。どんな仕事をやるにも賛否両論、必ずありますし、反対の声のほうはどうしても強くなるという傾向は否めないと思います。例えば私どもの地域においても、松糸道路が、今、若干、暗礁に乗り上げていて、県のほうからもいろいろとご指導いただきながら、これから地元の調整をしっかりとしていきたいということでもありますけれども。なかなか、賛成という声は出にくいというか、賛成であっても、周りに気を使うというようなことがございます。

今日の資料を見せていただいても、反対の皆さんが結構大勢いらして、賛成っていう声のほうがちよっと、この資料だけの人数だけから見れば少ないんじゃないかなというふうに思っておりますけれども。大きな仕事を進めていく上で、やはりそれぞれ自治体を中心になっていただいて、関係する皆さんから理解と協力をどう得るかということが極めて大切だというように思いますし、また、仮に建設が始まれば、また違った形で、図面の上だけではわからないことも出てきて、若干の設計変更といえますか、見直しというようなこともあろうかと思いますが。それぞれの自治体が将来を見越した計画ということでもありますので、お骨折りをいただきながらこの計画が進むように、私は取り組んでいただければいいのではないかと考えております。以上です。

(柳沢議長)

ありがとうございました。ほかにご発言ございませんか。はい、大窪委員。

(大窪委員)

過日に、個別の説明をしていただいたときに、地元住民の方から、特に地区が分断されるというようなご意見があった伊那市については、地元の市長さんが、この席に来られて説明されるというようなところをお聞きしていたんですけれども、それはなくなったのか、お聞きしたいんですけれども、よろしいでしょうか。

(柳沢議長)

では、その点は私から。この件は、地元の皆さん、大変重要な案件ですので、私のほうから関係の首長さんにご出席をいただいています。それは、皆さんの議論が済んでから、一応、総括的にご発言いただくことにしますので、この点についてどうかってもしあれば、おっしゃっていただいて、それも含めてご発言いただくことにします。

(大窪委員)

承知しました。後でご説明がありましたら、それで結構です。あともう一点なんですけど、これは、ちょっと細かいことなんですけれども、資料の11ページの伊那市についての変更理

由書の、11ページの変更理由書の2段落目なんです。細かいことなんですけれども、「伊那市街地は、天竜川右岸を中心とした都市構造となっております」というのが、昔はそうだったんですけれども、現在、市役所も左岸にありますし、都市構造が左岸にこう発達してきているので、この文章をできればとったほうがいいかなと、この道路の、新しい道路の必要性っていうのは、左岸にも市街地がこう広がってきて発展してきているというような書きぶりではないといけなかったっていうのを、今、気づいたんですけれども、いかがでしょうか。とるかどうかしたほうがいいのかと思いますけれども。

(柳沢議長)

はい、どうぞ。

(幹事：都市・まちづくり課 高倉企画幹兼都市計画係長)

この理由書がなぜあるかということをご説明させていただきますが、都市計画の縦覧をする上で、一般の方にわかりやすく説明するという意味合いで、理由書を添えてということに法律で規定されております。今、お話しいただきました、都市構造が変わっているということではございますが、これで住民の皆様縦覧をさせさせていただいて、これについては、大窪委員さんのご発言はありますが、ほかの方、一般の住民の方からは、これが違うというお話もなかったもので、今のままで、今回、付議させていただいています。ただ、この理由書については、決定の内容ではございませんので、また整理するということは可能ではございますが、あくまで住民の皆様わかりやすくということが趣旨でございます。

(大窪委員)

今の市の構造とはちょっと違う内容になっているので、私も、今日、気づいたんですけれども、どこかで調整していただければとは思っています。今のご返答については承知しました。

(柳沢議長)

ほかにご発言ありませんか。ございませんか、なさそうですかね。私から一点だけ、希望なんです。この道路の必要性については、いろいろご説明が書いてありまして、今までもいろいろ説明があったと思います。それから必要性自体の反対論はあまり書かれていないという感じですので、そこでの論点はない。そうすると、この道路をつくることに伴う周辺影響に対する対応が、どれだけ適切で、かつ十分かというところについて、いろいろ意見が出て、一部、反対論も出ているということだと思います。その回答の、いわば基調は、実施段階で十分協議させていただくというところで、何ていうんでしょうね、現場すり合わせ的に対応できる範囲は頑張りますというふうになっていると思いますので、ここのところを本心にちゃんと、最後まで、現場の方々まで徹底するということをしつかりやっていただくということを要望しておきたいと思います。

皆さんからのご発言、よろしいですね、ないようでしたら、先ほども申し上げましたけれども、今日は3市・村の首長の皆さんにご出席をいただいておりますので、それぞれご発言をいただきたいと思います。駒ヶ根市長さん、宮田村の村長さん、それから伊那市長さんに

ご出席いただいています。初めに駒ヶ根市長の杉本さんにご発言をお願いします。

(駒ヶ根市 杉本市長)

どうも皆さん、こんにちは。ただいまご紹介いただきました駒ヶ根市長の杉本幸治でございます。今日は、議案第1号の駒ヶ根都市計画道路の変更、伊駒アルプスロード線ほか2路線に関しまして、ご審議をいただき、また発言の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

伊那谷を南北に貫きます国道153号でございますけれども、地域の産業、観光発展に欠かせない重要な幹線道路でございます。また、地震や大雪・大雨によります災害時の一次緊急輸送路にも指定をされている道路でもございます。また、地域の生活に密着をした重要な生活道路であるとともに、中央自動車道が通行止めの際は代替路線として機能を発揮する、まさに生命線とも言える路線でございます。

この国道153号では、飯島町本郷から伊駒アルプスロードの起点になります駒ヶ根市北の原の間、9.2kmの伊南バイパスが、国の直轄権限代行事業として、着手から21年間を経まして、昨年11月17日におかげさまで全線が供用開始となりました。長年の地域の悲願がようやく達成されたことと、今、喜んでいるところでございます。この伊南バイパスの開通によりまして、急峻な起伏や急カーブなどの課題が解消されまして、通行も約15分間、今、短縮をされた状況になっております。交通の円滑化と安全性が大きく向上し、緊急車両の運行も大きく改善をされたところでございます。

その一番北側にあります北の原交差点付近でございますけれども、今、交通量が目に見えて増えている状況でございます。また、以前より駒ヶ根市から伊那市間の沢渡地籍では、通勤時間帯に著しい渋滞が発生をしております。さらに駒ヶ根市から宮田村に向かいます大田切地籍や、伊那市に向かいます西春近地籍で、縦断勾配がきつい箇所や日陰で線形的に急カーブの箇所もあることから、これらを解決するためには、新たなバイパスが必要不可欠でございます。

このため、伊南バイパス開通を見据えて、その先線となります伊駒アルプスロードの事業が進展をしていくことを目指しまして、一般国道153号伊駒アルプスロード整備促進期成同盟会を、伊那市さん、宮田村さんと駒ヶ根市の関係者によりまして、平成28年3月に結成をしております。現在は私が会長を務めさせていただき、一日も早い事業化に向けまして、長野県・国土交通省等への要望活動を積極的に進めているところでございます。

駒ヶ根市におきます今回のルート説明会は、地域住民を中心に延べ6回開催をいたしました。説明会におきましては、特に反対の意見はなく、伊南バイパスに引き続き、早期事業化を要望する多くの意見がございました。また、本計画変更に伴います計画案の縦覧によります意見書の提出につきましても、早期開通を求める賛成の意見のみの提出がございました。これまで住民説明会を開催する中で、本道路の建設に伴って発生をします諸問題の解決と地域振興を図ることを目的に、平成29年11月に、関係地区の住民の皆さんで構成をされます伊駒アルプスロード対策委員会が設置されました。今後は、本計画の実施に当たりまして、地域住民と対策委員会の意見調整を図りながら対応していく所存でございます。

伊駒アルプスロードは、伊那バイパスと伊南バイパスの中間に位置し、3カ所のバイパス

が一体的に機能することによりまして、2027年の開通が予定されておりますリニア中央新幹線と三遠南信自動車道への主要なアクセス道路として、大規模災害時におきます迅速な救護活動、企業誘致によります雇用の創出、伊那谷地域の周遊によります観光振興が期待されることから、地域発展のために重要な都市計画道路であると、本件のご決定をぜひお願いをしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。どうもありがとうございました。

(柳沢議長)

どうもありがとうございました。続きまして、宮田村村長の小田切さん、お願ひいたします。

(宮田村 小田切村長)

宮田村村長の小田切でございます。よろしくお願ひいたします。まず本日は、このようにご審議いただき、また発言の機会を与えていただきましたこと、心から御礼申し上げます。

先ほど杉本市長からも触れられましたが、伊駒アルプスロードは、現在、朝夕の時間帯に非常に著しい渋滞を起こす国道153号の現道を迂回し、昨年、全線開通いたしました伊南バイパスと、整備中の伊那バイパスをつなぎ、中央自動車道が通行止めになったときの代替路線として機能を発揮する、上伊那地域はもちろん、宮田村にとっても大変重要な道路であるわけでございます。

宮田村の計画路線沿いでございますが、松の原工業団地とつつじが丘東工業団地の2つの大きな工業団地がございます。物流の効率化や通勤者の利便性向上など、道路整備によるストック効果が、大きな効果が期待され、既に、現在、200人規模の工場建設が着々と進んでおり、将来的に300人規模を予定するなど、計画道路の早期事業化が望まれておるわけでございます。

この道路計画のルート帯を検討したときの宮田村住民アンケートでは、村の中心部付近を通過する案と現在の天竜川付近を通過する案が拮抗していた経過がございまして、ルート帯決定後のルート案の検討に当たっては、住民団体代表者、また県職員の皆様参加による検討会を立ち上げ、通過予定地だけではなく、町なかの活性も視野に入れ議論をしましてまいりました。そして一昨年の10月にルート原案の説明会を受け、昨年3月には、本計画案と環境影響評価準備書の説明会を開催し、多くの村民の皆様が出席したわけでございます。

宮田村における本計画案のルートは、集落や農地への影響や、中心市街地へのアクセス等について、議論や検討を踏まえた結果として示されており、地元の意見が取り入れられたものと理解しております。

また、環境影響評価準備書につきましては、本計画が、生活環境や自然環境に与える影響を真剣に考え、村で設置している関係組織において内容を検討し、村長意見として多くの事項を提出させていただきました。これにつきましては、自然環境や住民生活に配慮し、そこに延々と住み続ける住民にとって、また道路利用者にとっても、将来にわたってよりよい道路としたいという期待のあらわれでもあったわけでございます。こうした手続の中で、環境影響評価書がまとめられ、予測評価と保全措置、事後調査事項が示されていますので、事業実施段階においても、村も一緒になりまして、さらに地元や関係機関との協議を十分に行う

ことで、早期に事業着手されるよう進めていく所存でございます。

一部の地域ではございますが、多くの住民から生活環境への影響を心配する意見が出されております。こうした心配につきましては、先ほど申し上げました環境影響評価準備書の村長意見の中にも含めましたが、村としても、住民の皆様の意見をしっかりと聞き、ご理解を得ながら、事業推進に向け、鋭意、対応してまいりたいと思っております。ぜひとも本件の決定をお願い申し上げる次第でございます。以上、宮田村長の意見といたします。ありがとうございました。

(柳沢議長)

ありがとうございました。続きまして、伊那市長の白鳥さん、お願いいたします。

(伊那市 白鳥市長)

伊那市長の白鳥でございます。こうした発言の機会をいただくこと、また都市計画道路の変更についてのご審議を賜っておりますことに感謝を申し上げたいと存じます。

この153号につきまして、中央自動車道の代替機能だとか、渋滞の状況、またリニア中央新幹線、三遠南信自動車道、さまざまな話が、先ほど来、杉本市長、また宮田村長さんからございますので、私のほうからはこの点については割愛をさせていただきたいと思えます。いずれにしても、この伊駒アルプスロードへ対する思いというのは、大変、地元としても大きいものがございまして、その点について、私のほうからお話をさせてもらいたいと存じます。

この伊駒アルプスロードの整備は、交流人口の拡大によって、高遠の桜、あるいは南アルプス・中央アルプスの山岳観光、こうした上伊那地域の観光振興の発展、また地域にあります工業団地等の多くの産業に対する物流時間の短縮による地域の経済効果・活性化、地元の経済界も大変期待をしているわけでございます。これを受けまして、関係市町村によっての期成同盟会を設立し、地元商工会議所、あるいは経営者協会など、民間経済団体等との連携を行いつつ、今年度は4回にわたってこうした会議を行い、また、早期事業化に対して、国・国会議員への要望を行ってまいっております。

ルートにつきましては、多くの住民検討会、説明会の開催を経てルート帯の決定を行い、その後、住民説明会を重ねる中でルートを決定してきております。また、都市計画のこれまでの手続も経て、住民の皆様からは理解が得られているという考えでございます。

先ほど来、ご質問のございました原新田区でございますが、以前から原新田区からの意見、これは整備そのものへの反対ではなくて、ルートの位置とか、あるいは道路の構造への意見でありました。さらにルート案の決定後、原新田区へは、長野県の現地機関であります伊那建設事務所と伊那市が一緒になりまして、毎月のように説明と協議を重ねてまいりました。その結果、昨年末に、地元の皆様からご理解とご協力をいただけるという段階になりました。

また、富県地区というところがありますけれども、富県地区からの意見、これも、道路の構造的な要望でございまして、今後、詰めていく課題ということで理解をされております。これからも、事業推進に当たりましては、伊那市としても真摯に、また積極的に地元との調整を行っていく所存でございます。

ルート沿線の天竜川左岸の住民の皆様からは、伊那市南部に天竜川を渡河する橋がないということで、現状あります橋と橋の間が、非常に距離があるということで渡河しにくいということがあり、また、現道の渋滞も激しくて、早期の整備を要望されてきております。都市の生活環境の向上のため、一部供用開始など、早期に経済効果が発揮される方法を望むところであり、お認めいただければ、まず天竜川に橋をかけて、今の渋滞緩和ということが一つの方策かなという思いであります。

また、一方では、伊駒アルプスロードのルートからは、中央アルプスを望むすばらしい山岳景観、あるいは田園風景も広がっておりますので、そうした地区についての、例えば橋等の大型構造物、これは、環境、あるいは景観にも配慮したデザインが必要であり、ぜひともそうしたこともお願いをしたいという考えでございます。環境影響評価の保全措置のとおり配慮いただくよう、今後、事業者とともに調整を図ってまいりたいと考えております。

伊南バイパス、昨年の11月17日に全線供用が開始され、また伊那市北部から伊那バイパスの整備が、現在、進められております。伊南バイパスと伊那バイパスを結ぶ、つなぐ、伊駒アルプスロードの果たす役割というのは、単に整備延長の距離というだけではなくて、国道153号のストック効果、これを広く波及させる非常に大きな経済効果が期待できるわけでございます。伊那市の均衡ある発展というだけではなくて、上伊那地域、また伊那谷全体、さらには長野県、南信地域の発展のために、なくてはならない道路だという考えでございます。伊那市としましても、事業者とともに地域の皆さんと、今後、十分に話し合いをさらに進めながら、早期に事業が着手できますよう進めてまいり所存でございます。

委員の皆様には、ご配慮いただき、本案件につきまして、ぜひともご決定をお願いすることをお願い申し上げまして、私からの意見の発表とさせていただきます。ありがとうございました。

(柳沢議長)

ありがとうございました。ご多忙の中、3首長さんには、わざわざご出席いただきまして、ありがとうございました。それでは、最後に都市計画決定権者からご発言をいただきたいと思っております。

(幹事：都市・まちづくり課 猿田課長)

では、都市計画決定権者の見解を申し上げます。本都市計画道路、伊駒アルプスロード線につきましては、広域道路ネットワーク上からは、南の伊南バイパス、北の伊那バイパス間のミッシングリンクの解消として、また、都市計画上も、密接に関連する駒ヶ根、伊那両都市計画の連携強化として、20年以上前からの長年の課題でございました。

本道路計画の検討に当たりましては、これほど大規模な道路事業としては、長野県初となる住民参加型の手法、いわゆるP I方式を、スタート時点の平成24年度から導入し、以降、平成27年度には環境アセスメント、29年度には都市計画手続に着手し、各段階において説明会等、地域のご意見を頂戴する機会を設けてまいりました。こうした過程を通じ、当初の2案から1案へと案が集約され、昨年3月に都市計画案と環境影響評価準備書の縦覧に至ったところです。その結果、多くの意見書を頂戴いたしましたが、本道路の必要性について、異

を唱えるご意見はほとんどなかったという状況です。

また、意見書において懸念されている主な点は、大きく2つございますが、1つ目、周辺環境への影響につきましては、環境影響評価書に記載のとおり、環境影響について十分配慮し、環境保全が図られ得ると考えております。2点目、コミュニティや土地の分断につきましては、事業の実施段階でさらに詳細な調査・設計が行われ、地域との協議を通じて対策を具体化することが可能と判断しております。

ただいま駒ヶ根市長、宮田村長、伊那市長から、住民の皆さんのこうしたご意見も踏まえた上で、本道路の整備の必要性とともに、事業への協力について、力強いご発言をいただきました。都市計画決定権者といたしましても、環境影響評価書に基づく保全対策の確実な実施、そして7年間にわたる検討と対話の経過を踏まえて、地域住民への引き続きの丁寧な説明と配慮を改めて事業者に求めてまいる所存です。以上、都市計画決定権者の見解とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(柳沢議長)

ありがとうございました。それでは、ここで、この件について、採決をいたしたいと思っております。議第1号及び議第2号については、意見書が出ておりますので、お手元に「都市計画審議会における議案採決の方法について」というものがありますが、それによりまして、無記名投票で採決を行うことにいたします。議第1号と議第2号は別々の案件になりますので、別々に採決を行います。

それでは、議第1号「駒ヶ根都市計画道路の変更について」、これから事務局が投票用紙を配布します。原案に賛成の方は「○」、原案に反対の方は「×」を記入して投票箱に入れていただきたいと思います。それではお願いします。

(議第1号 採決)

(柳沢議長)

投票の結果を発表します。賛成9票、反対0票、白票0票ということで、議第1号につきましては、原案どおり決定いたしました。

続きまして、議第2号「伊那都市計画道路の変更について」、採決を行います。引き続き準備をお願いします。

(議第2号 採決)

(柳沢議長)

投票の結果を発表いたします。賛成9票、反対0票、白票0票ということですので、議第2号について、原案どおり決定いたしました。どうもお疲れさまでした。

それではここで休憩をとりたいと思っております。10分間休憩で2時55分から再開いたします。

(休 憩)

### 議第3号 佐久都市計画道路の変更について

(柳沢議長)

再開いたします。議第3号「佐久都市計画道路の変更について」を議題といたします。説明をお願いします。

(幹事：都市・まちづくり課 高野課長補佐兼まちなみ整備係長)

引き続きまして、私、高野のほうからご説明をさせていただきます。それでは座って説明のほうをさせていただきます。

議案は資料の33ページから38ページ、説明資料は39ページから44ページとなります。本日の都市計画案につきましては、都市計画法第15条の2第1項により、佐久市より平成30年7月に案の申し出があり、県としてはこの案を尊重し、申し出案のとおり都市計画の変更をすることが適当と判断し、都市計画の進め、本審議会に付議するものでございます。

議案の34ページをご覧ください。今回、付議しております県決定道路は、佐久都市計画道路「3・3・3号 原東1号線」、「3・4・25号 取出中央線」、「3・3・37号 佐久南インター線」、以上の3路線の変更を行うものになります。

まず初めに、佐久都市計画道路の見直し計画の概要について、ご説明いたします。資料40ページの資料3-2をご覧ください。スクリーンには、都市計画道路網を拡大した図を示しております。

佐久都市計画道路は、昭和37年に当初決定されたものが多く、戦後から高度成長期の人口増大や市街地の拡大が続く社会情勢のもとで計画されております。その後、平成5年3月に上信越自動車道佐久ICが供用され、また平成9年10月に長野新幹線が高崎から長野まで開業されました。さらに、中部横断自動車道が上信越自動車道佐久小諸JCTから佐久南ICまで平成23年3月に供用し、最近では、平成30年4月に佐久南ICから八千穂高原ICまで供用されるなど、高速交通網の整備など社会情勢の変化とともに、決定当初とは必要性に変化が生じている都市計画道路の区間もあります。

図に示している黒線は整備済みの都市計画道路を示しており、佐久市内では約85%が整備済みとなっております。また、黄色線で示した都市計画道路は、整備済みの都市計画道路や既存道路が代替機能を有することから、廃止や区域の変更を行う道路と位置づけられたものでございます。佐久市では、これらの状況を踏まえて、平成27年から都市計画道路の見直しに着手しており、今回、付議している案件につきましても、この方針に基づいて変更を行うものです。

資料39ページの3-1をご覧ください。今回、付議しております路線の変更は、図上にオレンジ色の枠で表示した箇所になります。

続いて、路線ごとの詳細について、ご説明いたします。資料41ページの3-3をご覧ください。「3・3・3号 原東1号線」の変更についてです。スクリーンでは原東1号線の位置を表示しております。対象路線を拡大して表示しております。

当路線は、佐久市の合併に伴い市街地の拡大に対応するため、佐久市岩村田地域と中込地域を南北に結ぶ幹線街路として、昭和37年に当初決定されました。その後、昭和46年の変更

決定により現在の区域となり、平成14年に車線数を追記いたしております。

スクリーンでは対象路線を拡大して表示しております。今回、既存道路が機能の代替性を確保しているとして、佐久市が「3・4・8号 荒宿上の城線」を廃止することに伴い、交差点部分の区域を変更するものです。横断構造としましては、4車線の幅員22mとなります。

続いて、資料42ページの3-4をご覧ください。「3・4・25号 取出中央線」について、ご説明いたします。当路線は、佐久市の合併に伴い市街地の拡大に対応するため、佐久市野沢地域と旧臼田町地域を南北に結ぶ幹線街路として、昭和37年に当初決定されました。その後、平成14年に車線数の追記等により現在に至っております。

今回、変更する区間は、スクリーンの濃い赤色表示した部分で、交差点付近が整備されたことに伴い、国道142号を含めた交通ネットワークを考慮して起点の位置を変更し、あわせて、黄色で表示いたしました約880m区間を廃止するものです。また、これに伴い本線を代表する標準幅員が12mから16mへ変更になるため、名称におきましても「3・5・25号」から「3・4・25号」へ規模をあらわす番号を変更しております。取出中央線の横断構造としましては、スクリーンのとおり、路線の代表幅員が変わったことから、2車線の16mとなります。

次に「3・3・37号 佐久南インター線」の変更について、ご説明いたします。当路線は、佐久市都市構造において中央幹線としている「1・4・1号 八千穂佐久線」に対して、東西幹線として位置づけられた路線で、平成8年に当初決定され、平成14年に車線数の追記等により現在に至っております。

今回、先に説明しました取出中央線の起点変更に伴い、佐久南インター線と起点区間が一部重複するため、佐久南インター線の起点側、延長約200mを廃止し、起点を変更するものです。佐久南インター線の横断構造としましては、4車線の幅員28mで、既決定計画と変更はありません。

これまでの説明を踏まえ、資料、議案の37ページにお戻りください。変更前と変更後の都市計画決定を対比した表です。スクリーンでは路線ごとに上下に比較しております。

「3・3・3号 原東1号線」につきましては、佐久市決定による佐久都市計画道路の廃止に伴い、交差点の数が6カ所となっております。

「3・4・25号 取出中央線」につきましては、起点の変更に伴い延長が変更になっております。また、これに伴いまして路線を代表する標準幅員を12mから16mに変更し、規模をあらわす番号が変更となっております。さらに、佐久市決定による佐久都市計画道路の廃止に伴い、交差点の数が6カ所となっております。

「3・3・37号 佐久南インター線」につきましては、起点の変更に伴う延長変更と自動車専用道路との交差の構造について追記しております。

最後に資料の38ページをご覧ください。本案件につきましては、平成30年1月から、順次、各地域で説明会を行い、その後、都市計画法に基づく公聴会を平成30年9月2日に予定しておりましたが、公述申し出がなかったため中止となっております。平成30年11月29日から12月13日まで、計画案の縦覧公告を行いました。意見書の提出はございませんでした。

また、佐久市への意見聴取を行いました。平成30年12月14日付で、案のとおり異議がない旨、回答をいただいております。

説明は以上になります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

(柳沢議長)

ありがとうございました。それでは、ただいまの説明に関しまして、ご質問・ご意見ありましたら、お願いいたします。

私からお願いですが、前回もこの道路変更で、道路の都市計画決定変更で、図面がとても読みにくいんですね。既決定と変更とほとんど色が同じで、よく読み切れないという感じがあって。例えば42ページのこの赤のラインは、既決定なんですか、それとも変更後なんですか。

(幹事：都市・まちづくり課 高野課長補佐兼まちなみ整備係長)

スクリーンでも映らせていただいておりますが、黄色の左側の部分については、既決定の部分になります。今回、右側の赤色の部分、これが変更後のものになります。

(柳沢議長)

ここは、都市計画決定されていなかったわけですね、右側のほうは。

(幹事：都市・まちづくり課 高野課長補佐兼まちなみ整備係長)

右側の部分については、取出中央線としては決定されてなくて、新たに今回、起点を変更して、そこを決定するものです。ただし、左側の既決定の部分が、黄色の部分をまたいで一部200mの区間までが決定されていたということで、左側の部分については、起点の位置を黄色のところまで変更するという、ものになっております。

(柳沢議長)

現道はあるんですか、これ。

(幹事：都市・まちづくり課 高野課長補佐兼まちなみ整備係長)

はい、現道はございます。

(柳沢議長)

現道はあって、そういうことですか。はい、この色使いは、今のやつ、こちらでは割とわかりやすいけれども、一応、決まりでなっているんだろうけど、何か色をもう少しわかりやすくするように、現場にお伝えください。はい、どうぞ、ご発言ありませんか。はい、山口委員。

(山口委員)

山口です。これ、あくまでも参考意見として、参考意見というか、私、別に佐久に住んでないんで、その者がこんなことを言ってどうかと思うけど、あくまでも参考意見ということで。例えば41ページのこのカーブのところ、今まで、上というか、北から都市計画道路がず

っと来る予定だったのが、それが廃止されると、結局、ここ、カーブだけが残っていくわけですよ。この道、いつもわからなくなってしまうんですけど、佐久インターをおりて、旧岩村田の町を南におりていったところ、ここで直角に東に曲がっても、その先へ行くと、佐久の市役所のあたりで、結局、真っすぐ行った道と、このカーブがあるから、同じところにたどり着くわけですよ。

何かそんなように、佐久の町って、すごくわかりづらいところがたくさんあって。今までの都市計画道路、上から来る道路があれば、まだ、並行して通っているから町のイメージがつかみやすかったんだらうなっていうのがあるのに対して、今度、その道がなくなってしまうと、わかりにくい道路がそのままになっていくかなと思う中で、だからって並行に碁盤の目の町がいいって言っているわけじゃなくて、佐久って、今後、わかりやすい町のイメージ、都市のイメージを、もうちょっと積極的に全面に出していけばどうかなと思います。

特に、東京だって、山手線、丸くないけど、米のような形なんだけど、丸い山手線とかっていう、都市の骨格のイメージがわかりやすくなっているから、各拠点・拠点が発展できるように、佐久っていうのも、北のほうには岩村田があって、真ん中、中込があって、橋を渡ると野沢があって、臼田まで、今、つながっていて。野沢のあたりも、合同庁舎、今回の都市計画の道路からこう来て、野沢の、何とか地蔵さんのところとか、何か五角形みたいになって、あそこも何かわかりづらいというか。五角形なら五角形っていうイメージを宣伝していったほうが、町のわかりやすさが伝えられて、各拠点・拠点の発展が、今後、しやすくなるんじゃないかなという、あくまでもよそ者の意見なんですけれども、そんなことを思ったので。だから、このことに反対するわけじゃないけれども、そんなようなことも、今後、大切ではないかと思ったので、述べさせてもらいました。

(柳沢議長)

ご意見ということでよろしいですね。ほかにご発言ありませんか。今回は、市の変更との調整の微修正のようなところが主ですので、あまり内容的な変更ではないという感じがしますが、よろしいでしょうか。

それでは、この件については、特に反対意見もありませんし、皆さんからも異論はないようですので、簡易採決ということにいたしたいと思います。それでは、議第3号について、原案どおり決めるにご異議ありませんか。

(出席者一同)

「異議なし」という声あり。

(柳沢議長)

では、原案どおり決定いたしました。

#### (4) 調査審議

##### 調査審議第1号 長野県都市計画ビジョンの改定について

(柳沢議長)

次に調査審議に移りたいと思います。長野県からの説明の後、委員の皆さんのご意見をいただきたいと思います。調査審議第1号「長野県都市計画ビジョンの改定について」、説明をお願いします。

(幹事：都市・まちづくり課 高倉企画幹兼都市計画係長)

都市・まちづくり課の高倉と申します。座って説明をさせていただきます。

それでは「長野県都市計画ビジョンの改定について」、ご説明を申し上げます。この改定ビジョンにつきましては、平成28年12月に専門の先生方6名で構成する検討委員会、委員長は中出長岡技術科学大学副学長、それで、本日、会長でいらっしゃいます柳沢会長、藤井先生、武者先生に加え、浅野豊橋技術科学大学教授、秋田千葉大学大学院准教授で立ち上げまして、以降、計5回の委員会で内容を詰めてまいりました。その間、都市計画審議会にも、随時、進捗をご報告させていただきまして、昨年6月開催の197回の都市計画審議会には改定案を提示させていただきまして、文言の追記等はございましたが、章の構成や内容については、おおむね了承をいただいたと考えてございます。

では調査審議資料をおめくりください。まず1ページになりますが、これは、197回の都市計画審議会でもいただいた主な意見及びその対応表になります。左の項目、ページに追記等を行いましたのが2ページ以降の本編になります。例といたしますと、第4章の都市づくりの目標の中で、本編の22ページをお開きいただきたいと思います。宮澤委員からご意見をいただきまして、私どものほうの資料が、非常に時点が書いてなかったということがございまして、この一番下に「平成16年5月に策定された各圏域ビジョンに示された都市づくりの方向性です」という注釈を加えさせていただいてございます。また、適宜、ご意見をいただいたものにつきましては、本編に追加させていただいたという状況でございます。

また、何回も同じことをやるというのもありますので、本日、この概要版というものを、今日、配布させていただきました。前回、197回でおおむねご説明をさせていただきましたので、本日はこれを要約した概要版で、いま一度説明をさせていただきまして、最終案としてご了承いただきたいと思いますと考えてございます。

まず概要版をご覧ください。まず1ページ目の最初に、本ビジョンの役割と位置づけ、「県ビジョンとは？」と示してございます。本編につきましては、この右側に記載しましたとおり、1ページ、2ページに当たる部分になります。

県土の都市づくりをよりよい方向に導くため、長期的な視野に立ち、県全体で共有すべき基本理念や目標、方針等を示す最上位の計画として、県の総合計画等の内容を踏まえて、これに示された方針が、図示のとおり、圏域マスや区域マス、市町村マスに反映されていくという流れを示してございます。

次に、2として、今回、この県ビジョンを改定する背景でございますが、前回、平成16年

に初めてこのビジョンを策定しまして、その際には20年先を見据え、自然環境と農山村景観を地域資産として捉え、県土全体を見据える中、特に観光を強く意識して、時代を先取りする形で策定したわけですが、策定後10年を経過し、その間、市町村合併の進展や総人口の減少、東日本大震災の発生など、都市づくりに大きな影響を及ぼす事象がございました。また世界共通の目標となるSDGsの合意や県の新総合5か年計画の策定など、新たな方向性が明示されてきたことを踏まえまして、必要な改定を行うこととしました。

ページをおめくりいただきまして、2ページ目以降がその改定の内容になります。真ん中の図式の左、3つの改定の視点、視点1が「広域連携の深化」と「地域価値の共有・醸成」、視点2「生活環境の質的向上」と「交流人口の拡大」、視点3「いまある資源の活用」と「自然環境との共生」を定めまして、まず、一番頭の基本理念は、原則として安易に変えるべきものではなく、現在でも通用する内容であることから、前回同様「自分の住む環境を慈しみ、誇りを持ち続けられる地域づくり」といたしました。

また、暮らし・産業・観光の3つの観点で、現ビジョンにも示しております都市づくりの方向性につきましては、今回、改定の視点として見出した3つの視点や考え方を踏まえ、かつ県の総合計画の大事な要素である「学び」と「自治」を位置づけ、それぞれの文言を見直しております。

そのもとに、新たに「信州の多彩な魅力を育む都市構造の基本概念」として「信州版コンパクト・プラス・ネットワーク」、「信州らしい都市づくりを推進する施策概念」として「信州版グリーンインフラストラクチャー」をそれぞれ位置づけ、本県の特長や特色を踏まえ活かしていくという考え方を明確に打ち出し、都市づくりの目標や方針、推進方策への展開を図るイメージを描いてございます。

「信州版」と名づけておりますが、「コンパクト」や「ネットワーク」という言葉の本県なりに解釈して定義づけしてございます。「コンパクト」は、まちの縮小化を図るものではなく、今あるまちの質を高めることこそが本質だということ。「ネットワーク」は、ハードだけではなく、ソフトの面も含め、「つなぐ」あるいは「つないで相互に補う」というような解釈でございます。

また、「グリーンインフラ」は、自然環境の有する機能を、土地利用や都市施設整備などの具体の都市づくりに活用していくことで、信州の魅力を引き出していこうという考え方でございます。

その下、4に、都市づくりの目標、方針及び推進方策をまとめてございます。まず都市づくりの目標につきましては、県土の骨格を捉えて整理しております。「まち」・「里」・「山」の3つのゾーンの捉えは現ビジョンと同じではございますが、「各ゾーンの明確化と共生」を目標に掲げました。

右の3ページの図に示すように、「まち」はまち、「里」は里としての特色を活かし、めり張りをつけていく一方で、「まち」・「里」・「山」の各ゾーン間の密接かつ有機的な連携、それぞれの機能や魅力を相互に補完し合える関係性を築くことを指してございます。

本県は、この「山」に囲まれた「里」・「まち」を基本にして1つの生活圏が形成され、県土は大きく10の生活圏・圏域に区分されるわけですが、この圏域単位でのビジョンの共有を重視する一方で、今回の改定ビジョンにおきましては、この圏域間をつなぐ交通軸や河川

軸を県土の骨格としてより明確に位置づけ、これら「2つの軸による多彩な連携」も目標に掲げてございます。

これらの内容を少し詳細に図式化したものが次の4ページになります。上の図は、生活圏や流域など一体性のある領域の中で、「まち」・「里」・「山」の各ゾーンの目標像を示すとともに、ゾーン間の相互関係を明示してございます。

下の図は、2つの軸による多彩な連携を目指す中で、「より広域的な都市づくりの連携とネットワークの強化」を図る3つの展開像を示しております。1つは、「まち」ゾーンや「里」ゾーンが隣接する圏域間での「空間マネジメントの広域的な連携」、2つ目は、「山」ゾーンで隔たりがあっても交通軸でつながる圏域間での「産業・生活の広域ネットワークの再構築」、3つ目は、複数の圏域がまとまって構成される領域を単位として重視した「水と緑の流域ネットワークの形成」でございます。これらは、先の改定の視点に示しました、広域連携の深化や交流人口の拡大、自然環境との共生などを反映した目標展開でございます。

これらの大枠の目標を踏まえまして、今後の都市づくりで何をどうしていくのか、それが次の5ページになります。都市づくりの方針をお示ししてございます。この方針は、現ビジョンと同様、「ゾーンに関する方針」と「施策に関する方針」の2つの観点で整理しております。

まずゾーンに関する方針は、「まち」・「里」・「山」の各ゾーンに対応して3つ。「山」・「里」に対応する方針3には、現ビジョンの「自然環境の保全」に「活用」を加えました。

その下、施策に関する方針は4つで、方針Aの「災害に強いしなやかな県土の形成」は、防災の観点で、今回の改定において新たに加えた方針になります。また方針Dは、観光だけでなく、産業の観点も加えた方針に改めてございます。

これらの7つの方針のもと、より細かな方針内容をその真ん中の列の項目立てで示しておりますが、基本的には現ビジョンをベースに構成しておりますが、具体内容については、6月の都市計画審議会等で、いわゆるA IやI C Tなど技術関連についてのご意見もいろいろいただいておりますので、その辺も踏まえて追記をさせていただきます。

その中で、今回の改定で全体的に見直したのが、各方針に対応する形で設定した右側の重点テーマということです。重点テーマとは、今後、特に力を入れていくべき事項を明示したもので、ここに示す7つのテーマの具体的な内容は、次の6ページ・7ページに見開きで整理してございます。

ページをめくっていただきまして、左側、重点テーマ1は、「まちなかの低・未利用地や公共空間を活かしたエリアマネジメントの推進」で、生活環境の質的向上や今ある資源の活用などの視点から、まちなかにある低・未利用地の増加を念頭に、公共空間を含め、交流・賑わいを生み出すエリアマネジメントの展開を掲げてございます。

重点テーマ2は、「美しいふるさとの風景を味わえる空間づくり・仕組みづくり」で、農村エリアをめぐるフットパスやサイクリングコースなどハード面の整備のほか、ソフト面も含め、自然環境の活用を促すテーマでございます。

重点テーマ3は、現ビジョンでも重視しておりました「総合的かつ広域的な土地利用調整の仕組みづくり」で、自然環境の保全に通じるテーマで、広域連携の深化の視点を踏まえて、

県と市町村が協力して広域的に取り組むことと考えてございます。

右側の7ページは4つの施策に関する方針のテーマになりまして、重点テーマ4は、「みどりの機能とコミュニティの力を活かした防災まちづくりの推進」で、信州らしい都市づくりを推進する施策概念として、先ほどご説明しました「信州版グリーンインフラストラクチャー」の考え方を取り込んで、公園や森林・農地など、みどりが持つ防災・減災機能の保全・活用を重視してございます。

その下、重点テーマ5は、「既存の市街地・集落の住環境マネジメント」で、今ある資源の活用の視点から、空き家や空き地の活用。生活環境の質的向上を図る視点から、各種協定制度に基づく住環境のルールづくりを掲げてございます。

その下、重点テーマ6は、「交通・交流拠点へのアクセス性の向上、回遊性の確保」として、ICT技術の活用も図りながら、生活者・来訪者の利便性の確保と、事業採算性も考慮し、地域公共交通網の充実やユニバーサルデザイン化の促進を掲げてございます。

そして最後に重点テーマ7は、「県土の暮らしと産業の魅力を味わえる滞在・周遊型の観光地づくり」として、地域価値の共有・醸成の視点から、地域固有の生活・歴史・文化・産業を活かした観光まちづくりの推進などを掲げてございます。

これらの方針に基づく取組を、誰がどうやって進めていくかを、最後の裏面にお示ししてございます。前回、197回では、この上と下がいわゆるひっくり返っていたといえますか、最初に市町村向けの制度の話がありまして、最後に住民向けということだったんですが、やはり住民向けにまずメッセージというか、方針を定めまして、あとは市町村へということで、ここの構成を逆転させてございます。

上段は「協働による地域・まちづくりの推進」を掲げ、今後の都市づくりが、行政のみならず、主役となる地域住民はもとより、各種団体・企業、さらには専門家や県外を含め地域外の住民のノウハウや力がますます必要になることを念頭に、協働の観点で、(1)都市づくりに関する情報提供、(2)地域・まちづくりの学習の推進、(3)リーダーの育成、(4)専門家の派遣などの技術的な支援と、現ビジョンにも示している従来の取組に加え、これらの取組を総合的にサポートできる組織として、公民学連携による「信州地域デザインセンター」を設置し、地域主体の実践的なまちづくりの取組を総合的に支援できる体制づくりも、新たな方策として最後の(6)に位置づけており、現在、これに沿った組織づくりも準備を進めているところでございます。

下段では、「市町村と連携した都市マネジメントの推進」で、都市計画制度の活用主体となる市町村を県が支援するスタンスということで、(1)で、県ビジョンや圏域マスで広域的な都市づくりの考え方や方向性を共有した上で、(2)で、都市計画法に基づく各種制度の効果的な活用、さらには(3)で、立地適正化計画など関連する各種法制度の仕組みや、市町村独自の創意工夫に基づく取組や、市町村間で連携した取組を、県が収集・提供し、定期的に意見交換の場を持ちながら積極的に支援する方策を示してございます。以上が改定ビジョンの概要になります。

現在、このビジョン案につきましては、12月14日から本日、1月15日までパブリックコメントを行っておりまして、先週までに1件、意見の提出がございました。今後、本日の審議会及びパブリックコメントの意見を踏まえまして、最終の内部調整や、専門家で構成され

る検討委員会へご報告いたし、今年3月を目安に改定、公表する予定であります。

今の時点での案ではございますが、委員の皆様にはご了承いただきますようお願いいたします。説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

(柳沢議長)

ご苦勞さまでした。それでは、ご意見・ご質問等ありましたら、お願ひいたします。大分、コンパクトに圧縮されていまして、結構、濃密な内容という感じですが。一言で言うと、一番最後のページが、行政が何を目標して何をするかということが書いてあって、その具体的な行動について、どういうことを目標してやるのかということは、その前のほうに書いているという感じですね、読み方としては、同じことをやるにしても、どこを目標してやるかによって、結果は随分変わってきますので、そういう意味で、前のほうでちょっとしつこく、何のためかということを書いているという感じだと思います。どうぞ、久米委員。何でもいいですよ。

(久米委員)

ご説明、ありがとうございます。最後のページの、この上の表なんですけれども。専門家という茶色の丸のところ、地域外専門家というところの、外という、内外じゃなくて地域外専門家という、外の専門家がここは重要なんですか、説明いただければと思ったものですから。

(幹事：都市・まちづくり課 高倉企画幹兼都市計画係長)

地域内外でございます。地域外じゃなくて、県内の方も、また外の方もということで捉えております。修正をさせていただきたいと思ひます。

(久米委員)

はい、よろしくお願ひいたします。

(柳沢議長)

県外もという感じですね。ほかにいかがでしょうか。はい、宮澤委員。

(宮澤委員)

大変、これ、計画的にはよくできているなという思ひがいたしております。これ、いろいろの課題、ここに書いてある全ての推進方策の中の課題については、建設部の都市・まちづくり課を通して、指導を受ければよいということになりますか。

それともう一つは、やはり事業をしていく上でいろいろな支援策が盛られているんですが、新年度の予算編成期にもなっていると思うんですけれども、やはり予算確保というのが非常に大切だと思います。計画をやるには、いずれにしても、十分な予算というわけにはいかない、厳しい財政状況はわかりますが、やはり予算確保をしっかりしていただいて、市町村をフォローしていただければなと思ひます。

それからもう一つ、「信州地域デザインセンター（仮称）」設置ということが（6）で盛られているんですが。具体的にどんなイメージを考えているのか、構想等ありましたら、ちょっと教えていただければと思います。

それから、幾つもで申しわけないんですが、パブリックコメントをやってもあまり意見が出ない、これ、大体、パブリックコメントは、本当に関心のある皆さんくらいしか、そういう言い方は失礼かもしれませんが、あまり意見を出さないんですが。各市町村の担当者的な皆さんを集めて、何かこういった内容の学習会というか、説明会というか、そんな計画はおありなんでしょうか。

（柳沢議長）

どうぞ、3点ありました。

（幹事：都市・まちづくり課 高倉企画幹兼都市計画係長）

予算とか、市町村の皆さんとどうやっていくかというお話がまずございました。平成16年に策定したときのビジョンにつきましても、市町村の皆さんと一緒に進めない限りできないので、市町村の皆様の担当者にお集まりいただきまして、ご説明をさせていただいております。また、このビジョンをつくるに当たっては、地域の建設事務所を窓口として、圏域ごとの考え方もまとめていく所存でございまして、いずれにしても、情報提供を密にしながら、また対等な立場で意見交換をしながら、この方向に向かっていきたいと考えてございます。

（幹事：都市・まちづくり課 猿田課長）

では1点目、2点目、私のほうからお答えいたします。まず1点目、予算の確保でございますが、計画は計画できちっとつくった上で、予算を確保して計画の実現に向っていくという点は、思いは同じでございますので、引き続きよろしく願いいたします。

2点目、「信州地域デザインセンター（仮称）」でございますが、これにつきましては、来年度中の設置を目標にいたしまして、今、予算要求しているところでございます。予算査定が終わりましたら、もう少し具体的なお話ができるかと思いますが、基本的には公と民と学が連携するプラットフォーム型の組織をつくりたいと考えておりまして、ぜひ、市町村の皆さんのまちづくりもそこで相談に応じていきたいと考えております。以上です。

（柳沢議長）

ほかにご発言ありませんか。はい、大窪委員。

（大窪委員）

すみません、ビジョンなので、いいことばかりというか、いい目標に対して、目指しているというのがビジョンなので、どれもこれもやればいいことだと思うんですけども。やっぱり人がどんどん少なくなっていく社会なので、その中で、特にこの県の都市計画として、この社会がもうすごく変わっていく、社会構造が変わっていく中で、どこを軸にしているのかというのが、この概要をお聞きしていても、コンパクト・プラス・ネットワークと

というようなところかもしれないんですけども、そこがよくわからないという。社会がもう非常に変革していく、その少人数でどう、いろいろとやるべきことが多いのに、こういういろいろな目指すべき希望が多い世の中で、何を県が目指していくのかなというところが少しわかりづらいんですけども、説明していただければありがたいと思います。

(幹事：都市・まちづくり課 高倉企画幹兼都市計画係長)

さっき柳沢会長にもちょっと加えていただいた部分がありますが、第5章までがその目指すべきものを掲げてございます。それで、特に重点テーマって挙げたところは、私ども、建設部都市・まちづくり課でも、十分、都市計画制度の内容等を活用しながら進んでいけるんじゃないかということで考えておりました。ただし、県だけでできるものではございませんので、第6章のほうに、その協働による、住民の皆様とともに一緒に目指していくべき方向に近づいていく中で、こういう内容を掲げさせていただいております。特に(2)のほうでは、市町村の皆さんと具体的に制度の活用ということにしておりまして、今の時間で全てご説明するのはあれなんですけど、いわゆる第5章で目指すべき大きな方向性を出しながら、第6章できっちりとそれを支えていく人づくりをここに書かせていただいているという状況でございます。

(柳沢議長)

あれでしょう、6ページ・7ページが、かなり的是絞っているという趣旨だと思うんですよ。これをどうやってやるかっていうのが、実は一番大変で、そういう意味では、それが、最後のページが具体的な行動計画のような形になっているということでしょうね。ほかにはご発言ありませんか。よろしいでしょうか。

それでは、今日はこのあたりで。これで、このビジョンについての報告も最後ということになりますかね。それでは、今日の議題は全てこれで終了いたしました。

今日は、実はこの2年間の皆さんの任期の最終日だそうですので、何かこの際というご発言がありましたら、おっしゃっていただいても結構だと思いますが、いかがでしょうか。ございませんか。はい、大窪委員。

(大窪委員)

先ほどもほかの委員の方から、パブリックコメントを、なかなか意見が出ないというお話があったんですけども。ホームページでも、計画を閲覧できるように、その時期、されていると思うんですけども。その意見が出にくいってところを、これからどう考えて、改善していこうというような案があるのかどうか、お聞きしたいと思うんですけども。

(柳沢議長)

どうですか。

(幹事：都市・まちづくり課 高倉企画幹兼都市計画係長)

先ほど申し上げました、1カ月、パブリックコメントということで、県の計画等は全て1

か月させていただいているんですが、やはり専門的な部分がかなり多いのかなとは感じておりますが。これにつきましては、その前に、平成16年につくったときにも、住民の皆さんに、このビジョンができましたよというお知らせも、随時、させていただきながら進めてきたということがございます。今後、もっと具体的な内容は、圏域ビジョン等で作成してまいりますけれども、さまざまな機会を捉えて、一般の方にも説明できるように進めていきたいと思っております。

ただ、なかなか特効薬的なものがないんですが、非常に、興味を持っていただくというのがまず必要なと思っております。いわゆるビジョンなので、なかなかご意見をいただけないというのは、正直言ってございます。先ほど申し上げましたが、さまざまな機会をいただいて、市町村の皆様を含めて、こういうものが県のビジョンということで、ご説明をさせていただきたいと思っております。

(大窪委員)

よろしく願いいたします。

(柳沢議長)

その件は、実は私も意見がありましてね、ほかの自治体で申し上げているんですが。先ほどの今日の主案件のような案件は、いろいろな利害の対立があるので、あまり寝た子をどんどん起こすみたいなやり方って、なかなか難しいと思うんですが、こういうビジョンとかマスタープランというのは、一般市民に対してフリーに開いて意見を聞くというのは、当然、やるべきことです。そしてそれだけではなくて、いわゆるアウトリーチとか言いますが、職能団体をつかまえて、あなたの団体として真剣に考えてほしいという、いわば宿題を出すようなやり方をすると、それなりに返ってくることは間違いない。職能団体としては、弁護士会とか、建築士会とか、あるいは行政書士の会とかいうのもありますし、NPOのいろいろな団体のようなものもありますから、何かそういうところをつかまえて、おたくで少し、意見を少し練ってみてくれませんかという投げかけは、普通の個人に投げられるとすごくこういうのって重たいですよ。団体で受ければ、少しは動きがよくなるっていう気がします。可能性を検討していただければと思います。

ほかに、この際、ご発言はありませんか。どうぞ、久米委員。

(久米委員)

ビジョンなので、どういうふうに言ったらいいかなって、ずっと、今、考えていたんですけれども。さっき山口委員が、佐久の都市計画道路で、意見じゃないんだけど、どうもわかりづらい道路軸になっているという話をされていて、私、佐久が出身なので、20歳までいて、30年間以上離れて、たまに実家へ帰るときに、確かに本当に山口委員が言うように、計画道路の整合性とか、つながりとか、どうもばらばらで、どうしてこの道路が。それで、この今日の廃止になった部分や連結のところの説明も、あつ、こういう結果になった上で、こういうふうな整理整頓が行われていることはわかるんですけれども。

ちょっと思ったのが、この新しい長野県都市計画ビジョンのすごく重要なところの、信州

版コンパクト・プラス・ネットワークってところが軸になると思ったんです。2つの軸のところの主要鉄道幹線と主要道路幹線と河川の軸が、長野県全体で見たときに、県のほうですべきことってというのは、県全体をトータルに見ながら、各市町村の、今後、本当に深刻な超高齢社会で人口が減って、働ける、支える人口が、もしかしたら外国人が40%・50%になるということがあるのか、ちょっとわからないんですけど。なおかつ、そういうような自治体同士の連携とか協働っていうのをするとき、この軸が重要になってくる。道路はかなり重要な軸の部分なので。

コンパクトな町をつくるときの、その各市町村の、最後のページに市町村と連携した都市マネジメントの推進というところに、もっと県のほうで各市町村さんに、今後、20年後・30年後に、どうコンパクトシティを、今あるインフラや人口や能力を見据えた上で、新しいものをどんどん設置していくのがどんどん困難な時代になりますから、あるものを生かして、ある人たちと、どんどん産業が潤って人も導入できればいいですけども、ある能力とか、その町や市の能力を見据えた上で、コンパクトなまちづくりを本当に急務に検討していただきながら、その県全体の、どう軸をつなげるのかとか、その市町村、隣り合った市町村がどう手を結んでいくのか、どの道路が生かして、どの、今までの集落のエリアがと、詳しいことが上手に言えないんですけども。

早いところの構想も明確にしながら、県のほうと市町村で、そういう情報交換をしていって、このビジョンに基づいた形を、ビジョンでいいんですけども、形づくっていくことの軸をつくらないと、やっぱり、そのとき、そのときの要望だったり、利権だったり、いろいろなことの中で軸がぶれていってしまうと、せっかくこの立派な都市計画ビジョンがつくってあるところに、目的がそこへ向わないのではないかというような気がしたので。そういう部分の、市町村と連携した都市マネジメントの推進のところ、何か、そうしたことが誘導できるっていうか、活用促進の部分ですとか、取組支援みたいなのところにつくっていくことを、つくっては見直し、つくっては見直しするような期間を設けて形づくっていくことが、この長いビジョンを明確にできるのかなと思いました。すみません、あんまり上手な説明じゃなくて。

(幹事：都市・まちづくり課 高倉企画幹兼都市計画係長)

ありがとうございます。本編のほうの8ページが、いわゆる今回のビジョン改定の視点を3つ掲げさせていただいております。久米委員がおっしゃっていただいた、改定の視点1で、いわゆる市町村だけじゃなくて、周辺の部分、不足するものは補いというような考え方が視点の原点になってございます。

それで、実行する部分につきましては、本編の53ページのほうの⑤で、県と市町村間での都市づくりに関する知見・情報の共有という中で、3行目に、前回、藤井委員さんからご意見をいただきました、定期的に意見交換の場を持ちながら、方向性や考え方の共有を図るということを考えてございます。ですので、その方向については、今後、具体になってまいります、こういうところに記載してございまして、これを具体化していくように努めてまいります。

(久米委員)

わかりました。

(柳沢議長)

ほかにご発言ございませんか。宮澤委員、どうぞ。

(宮澤委員)

先ほど会長がおっしゃったように、各種の団体なんかにも呼びかけてもらって、それで、これは私の考えですが、建設部の都市・まちづくり課だけの職員の皆さんにお願いしても大変だと思うんですよ。10圏域には、その地域振興局もありますし、また建設事務所もあります。それぞれ、各自治体は広域連合もありますので、そんな機会に、こういった内容の説明をする機会、あるいは知事と市町村長の協議の場みたいなものもあるんで、そういうところでこう説明をしていただくような機会をなるべくつくってもらって、担当課だけでなくして、建設部のそれぞれの現地機関の皆さん、今までもやられているという話でしたが、これからも、現地機関の皆さんから少し動いてもらって、それぞれの地域・地域の実情がわかっているんで、そんなところで説明をしてもらって、こんなビジョンをよくわかっていただくことが大切だなと思っております。

パブリックコメントに参加する皆さんは、どうしても関心のある皆さんだけになります。これは、民主主義ということで、多くの皆さんの意見を聞く一つの手段、一つの方法として取り入れて、どこの自治体でもやっている、国でもやっていることなんです。利害関係が直接絡んでくれば関心を持つっていうのが、一般的な市民の皆さんの考え方ではないかなというように捉えておりますので。幅広く全員の皆さんが、これ、知るっていうことは、とても難しいことだというふうに思いますが、そんな努力をしていただいて、先ほど言われたように、機会があるごとにこんなビジョンの内容を、お話しをいただければというふうに思います。

(柳沢議長)

はい、どうぞ。

(幹事：都市・まちづくり課 高倉企画幹兼都市計画係長)

どうもありがとうございます。やはりまだ、皆さんに周知徹底が足りないのかなというふうに感じながら、今、いただきました団体等の皆さんにも、こういう方向については、またご説明をさせていただくとともに、平成16年のときにも、県のビジョンを全体に立てまして、圏域ごとに、建設事務所が中心になりまして、いろいろな、いわゆる団体の方を含めて入っていただいて、つくってきたという経緯がございます。今回、ビジョンを改定いたしましたので、区域マスタープランの法定に向けて、圏域というのは非常にその市町村間を、いわゆる越えた中でビジョンになりますので、こういう中で、いろいろな人のご意見をいただきながら進めていきたいと、現地機関を中心に進めてまいりたいということも、一つのご意見として賜りまして、また具体化していきたいと考えます。

(柳沢議長)

よろしいでしょうか。ではこのくらいで終わりにしましょうか。以上で本日の議題は全て終了いたしました。ご協力、ありがとうございました。

### 3 その他

(幹事：都市・まちづくり課 楠企画幹兼課長補佐兼都市公園係長)

長時間にわたりまして慎重審議をいただき、ありがとうございました。委員の皆様につきましては、任期を1期2年として委嘱をさせていただいております。本日の審議会につきましては、今期、最後の審議会ということになります。今期に会長を務めていただきました柳沢会長からここでごあいさつをいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

(柳沢会長)

改めてあいさつするほどのことはないですが、一応、任期の終了ということですので。2年間、大変ご協力をいただきまして、前にも申し上げましたけど、この審議会は非常に実質的な議論、県であるにもかかわらず。東京都庁のなんて言うと、ほかのところを言うと語弊がありますが、審議会なんていうのは、ほとんど実質的な意見が出せないような雰囲気の中で行われているわけですが、ここは、そういう意味では非常に実質がある審議会だと思います。

今後も、先ほど来、このマスタープランの話なんかを聞いてみましても、都市計画というのは、ほとんど、20年ぐらい前までは、ハード施設整備が主体で、それをどうやっていくかっていうことで頭を悩ませていました。今は、それももちろんなくなりませんけれども、むしろソフトな施策とか、ソフトな対応をどうやってやるかということが、非常に都市計画の領域でも大事で、先ほどのビジョンを見ている、エリアマネジメントとか、もうソフトの話がずっと出てきていますよね。景観施策もそうですが。

そういう領域になると、もう行政が強い意思でがんがん進めていくっていうのでは、もはやなかなか動かないので、もちろん行政はしっかりしなければいけません。市民っていうか、住民とか、あるいは企業とか、大学とか、先ほどのNPOとか、そういうようなところどうまく連携をとりながら、いろいろなことをやっていかなきゃいけないということになります。そういう意味では、こういう場所での審議っていうのはますます重要になってくると思いますので、引き続き実質のある審議会を続けていただきたいと思います。2年間、どうもご協力、ありがとうございました。

(幹事：都市・まちづくり課 楠企画幹兼課長補佐兼都市公園係長)

柳沢会長、ありがとうございました。それでは、閉会に当たりまして、長谷川建設部長からごあいさつを申し上げます。

(長谷川建設部長)

長野県建設部長の長谷川でございます。最後に県を代表いたしまして、私のほうから一言御礼のごあいさつを申し上げたいと思います。

本日は、長時間にわたり熱心なご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。委員の皆様には、この2年間で、8回・計15件のご審議をいただきました。中でも、本日の伊駒アルプスロードに関する議案などの重要な広域幹線道路の路線決定ですとか、あるいは本日の都市計画ビジョンの改定など、社会的に要請の高い課題に対しまして、それぞれの専門的なお立場からご審議をいただくとともに、数々の貴重なご意見を賜り、まことにありがとうございました。

また、柳沢会長におかれましては、円滑な議事進行や意見の集約にもご尽力をいただきまして、重ねて御礼を申し上げます。

長野県においても本格的な人口減少や高齢化社会を迎えておりまして、本県が誇る自然環境、それから文化・伝統を生かしつつ、持続可能なまちづくりを進めていく必要があるというふうに感じております。このような中、先ほど会長からも、この審議会は実質的な議論をする場であったという、お褒めの言葉をいただいたと思っておりますけれども、ご審議いただいた内容ですとか、あるいは、今回、頂戴したご意見も踏まえて、今後の都市計画行政の推進に反映させていきたいというふうに考えております。今後とも引き続き、ご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

終わりに、委員の皆様方の、今後ますますのご活躍を祈念いたしまして、誠に簡単ではありますが、御礼のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

(幹事：都市・まちづくり課 楠企画幹兼課長補佐兼都市公園係長)

どうもありがとうございました。先ほども申しましたけれども、審議会の委員の任期につきましては、県の審議会の設置及び運営に関する指針の規定によりまして、基本的には連続4期・8年までとなっております。また、次期の委員の選任の際につきましても、また再任等、願います場合もございますので、また後日、相談させていただくこともあろうかと思っておりますが、その際はまたよろしくお願いしたいと思います。

#### 4 閉 会

(幹事：都市・まちづくり課 楠企画幹兼課長補佐兼都市公園係長)

それでは、以上をもちまして、第200回長野県都市計画審議会を閉会といたします。大変お疲れさまでございました。